

居宅介護支援事業所 管理者 各位

高齢福祉部介護保険課長
箕田 裕子

令和8年度上半期東京都主催認定調査員新規研修開催について

日頃より当区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

認定調査員新規研修について、東京都からの通知に基づき実施させていただきます。事業所様におかれましては下記3に定める期間、下記の通り研修を実施いたしますので、受講生の推薦方よろしくお願いたします。

記

1. 研修教材

原則、下記URLからご自身でアクセスし、履修します。

(1) 「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001249525.pdf>

冊子を希望の場合は、受講申込書のテキスト希望欄の「有」を選択して下さい。

(2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画（認定調査員能力向上研修会／東京会場（平成26年7月16日）の講義模様、1時間24分50秒）
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（20分10秒）
- ・eラーニングに掲載されている動画教材（1時間11分50秒）

※別紙「厚生労働省 要介護認定適正化事業【動画】」参照

(3) 問題集

- ・全国テスト16
- ・初学者問題集

2. 受講方法

- (1) 「令和8年度上半期認定調査員新規研修 申込書」を区のホームページからダウンロードし、受講対象者を記載してください。件名を「**令和8年度上半期認定調査員新規研修 申込書**」としたうえで、介護保険課あてメールにてお送りください。（送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp）

（様式は、世田谷区のホームページからご確認ください。）

URL (<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2316.html>)

[世田谷区トップページ](#) > [福祉・健康](#) > [高齢・介護](#) > [介護保険事業者向け情報](#) >

介護事業者の方へのお知らせ > 要介護認定調査委託事業所向け情報

(2) 申込書記載のメールアドレスあて「全国テスト16」、「初学者問題集」、「受講アンケート」、「厚生労働省 要介護認定適正化事業【動画】」のファイルをお送りさせていただきます。

(3) 次の順番で受講してください。

① 1 (1) の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。

↓

② 1 (2) で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。※メールにてお送りしました「厚生労働省 要介護認定適正化事業【動画】」をご参照ください。

↓

③ 1 (3) の問題集を「全国テスト16」→「初学者問題集」の順番で回答してください。回答の際に、解答結果シートで正解内容を確認・理解したら末尾の確認欄に「済」を選択してください。設問シートの「区市町村名」、「氏名」、「介護支援専門員番号（資格がある場合）」、「設問に回答漏れがないか」を確認してください。

(4) 「受講アンケート」を作成してください。

(5) 介護保険課あて受講が終了した旨メールにてご連絡ください。メール件名は「【事業所名・受講者氏名】令和8年度上半期認定調査員新規研修受講完了報告」としてください。本文は空欄で構いません。**※この段階でアンケート等の提出はありません。添付ファイルは何もつけないでください**

(送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

(6) 申込書記載のメールアドレスあて、共有リンクを送付します。(3)(4)で作成した「全国テスト16」、「初学者問題集」、「受講アンケート」を共有リンク内に格納してください。

(7) 上記(1)～(6)が完了後、世田谷区から東京都へ受講結果を報告、研修修了者名簿に登載し、修了証を発行します。修了証書が世田谷区経由でお手元に届いた時点から、認定調査員としての調査が可能となります。修了証書の発行には、(6)の提出から30～40日程お時間を頂きます。お急ぎの場合は、早めの受講をお願いします。また、研修内容を補足する下記研修資料を世田谷区から配布します。

補足研修資料

- ・認定調査員ハンドブック2024
- ・認定調査員ハンドブック 別冊 問いかけ編

3. 申込・提出期限

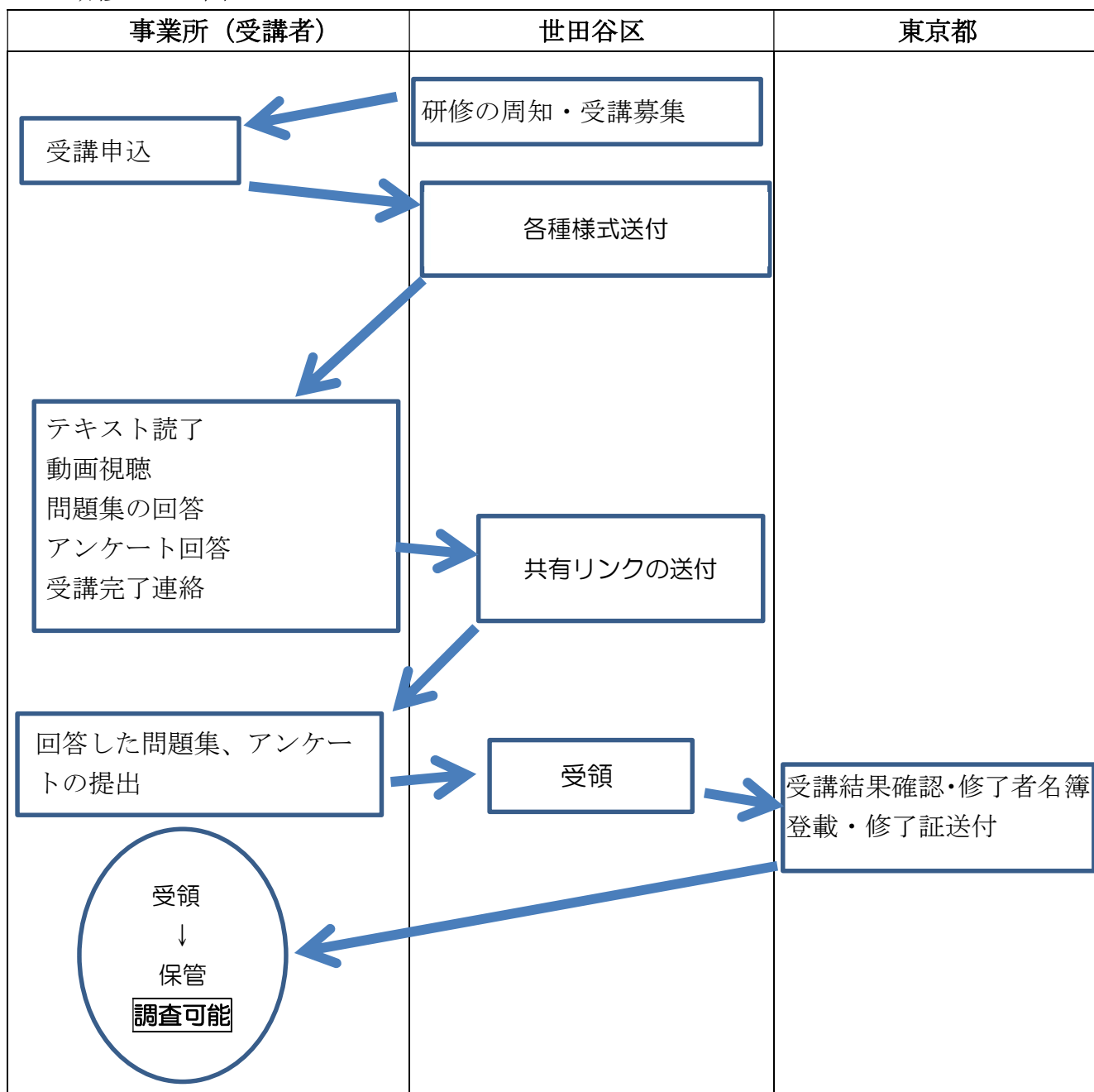
申込

令和8年8月17日(月)まで

問題集・アンケート提出

令和8年8月31日(月)まで

4. 研修フロー図



5. その他

- (1) 本通知に係る取扱いは、今後の国の通達、東京都の通知及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、改めてホームページでご案内いたします。
- (2) 研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

<担当>

世田谷区高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係

電 話：03-5432-2912

F A X：03-5432-3059

m a i l：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp